資料3

―停滞打破・成長加速型の資本市場改革―

プライベート・エクイティ・マーケット

日本の未上場株式市場―オレンジマーケットの創設 に向けた制度改革のお願い

日本にも、スタートアップや中小企業から大企業までの未上場企業が、 証券会社の仲介で一般投資家から資本(エクイティ)を調達できる 草の根・市井の店頭市場を構築し、

市場型直接金融を可能とする未上場株式市場を実現する

- 1. 少額公募・クラウドファンディングの上限額を1億円から5億円に戻し、少額公募 の上限額をさらに10億円に引き上げる
- 2. 会社内容説明書 (開示書類) の大幅簡素化で証券会社の仲介機能の活用を可能にする
- 3. 特定投資家の範囲を拡大する(富裕層全般、企業経営経験者の追加)



2025年10月15日

公益社団法人 日本ニュービジネス協議会連合会 会長 池田 弘

少額公募の募集上限額の引き上げと会社内容説明書の見直しによる簡易開示導入の具体案

- ・企業が資金調達するための開示書類作成なのに、そのコストが高く、資金調達できないのでは、本末転倒である。 開示費用は募集開始前に発生するため、企業の負担感は一層重い。
- ・発行企業が負担可能な範囲で投資家の投資判断に必要な情報を開示する。それを、証券会社が顧客網で適正に投 資勧誘し、補完する。このような投資家保護の下、多数の発行企業と投資家の市場参加を促し、市場流動性を高 め、投資家保護を強化することが重要である。

少額公墓 (1億円未満→10億円未満 ※1、株式投資型クラウドファンディングの規制はこのうちの5億円未満 ※2) 開示書類 募集額 財務諸表の信頼性の確保・向上 10億円未満 会社内容説明書(大幅簡素化)※3 会社法基準のコンピレーション 5億円以上 :特定投資家私募の特定証券情報及び 発行者情報 (特定証券情報等) と同様の 有価証券通知書等 (5億円未満と同様) 監査等は任意(必要に応じ経営者認証まで求める) 5億円未満 有価証券通知書等 **%4** 会社法事業報告・計算書類 ・証券会社に法人税納税申告書等の写し等を提出 ・計算書類を証券会社側の公認会計士が審査 任意の目論見書の作成・開示・配布※5 少人数私募 10億円以上 会社内容説明書(上記のもの) 会社法基準の監査又はレビュー 10億円未満 任意の私募目論見書の作成・配布 監査等は任意(特定投資家私募と同様)

- ※1:流通市場が未発達の現状では、継続開示義務は不要。「少額募集」については、募集額10億円以上に設定し、併せて、有価証券届出書と有価証券報告書を大幅簡素化し、臨時報告書を廃止することが必要。
- ※2:株式投資型クラウドファンディングにおける5億円未満の開示は、現行の1億円未満の開示義務と同じ。
- ※3:有価証券通知書等は5億円未満と同様。店頭有価証券証券規則の会社内容説明書(現状は有価証券報告書並み。監査必要)を大幅に簡素化して、目論見書として作成・開示・配布する。証券会社に投資勧誘を委託しない場合も同様とする。
- ※4:1億円未満は現行通り。
- ※5: 会社内容説明書は不要とする。